

「ツーリズム大学修了生を核とした地域リーダーと観光事業者の連携に関する実証事業」
企画提案競技募集要領

令和 2年 6月 5日

1. 事業の趣旨

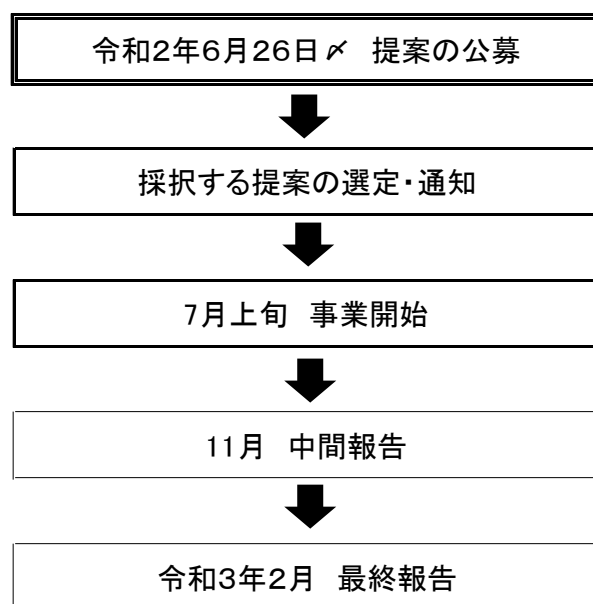
新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化で県内観光産業が大きな打撃を受けている。また、コロナの影響による行動変容によって収束後の観光のあり方が大きく変化することも予想される。そのような中、おおいたツーリズム大学の修了生は 300 人を超え、県内各地で地域リーダーとしてコロナ打開の切り札として活躍が期待される。

この事業は、ツーリズム大学修了生の知識、経験を活用し、県内観光産業の再興を支援するとともに、コロナ後の新たな観光に向けたモデルケースを提案することを目的とするもの。

2. 事業の実施期間

採択決定後より令和 3年 3月 19 日までとします。

《参考》事業の流れ



3. 事業の内容及び募集する提案

(1) 提案者の要件

提案者は、おおいたツーリズム大学の修了生とします。

(2) 本事業で実施する内容

① 県内観光事業者の支援

新型コロナウイルス感染拡大によって打撃を受けた県内観光事業者と連携し、再興に向けた取組を行うこと。

②「新しい観光」への提案

新型コロナウイルス感染拡大による行動変容に伴う「新しい生活様式」を取り入れ、新たな観光のスタイル、「新しい旅のかたち」に関する提案を取り入れていること。

③報告

本事業の実施にあたっては、進捗状況を県に定期的に報告すること（事業期間中、少なくとも毎月1回以上は進捗状況を報告すること）。また、令和2年11月頃に中間報告、翌年2月頃に最終報告を実施するため、取組状況や効果の検証等に関する報告書を作成し提出すること。

(3) 公募の要件

募集する提案は、以下のすべての要件に該当するものであることとします。

【事業実施者（本事業の受託者となる者）】

次の要件を満たす企業、団体等とする

- ① 提案者の提案に基づき本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ② 提案者の提案に基づき本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - (ア) 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
 - (イ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - (ウ) 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的とする者でないこと。
- ⑤ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (カ) 暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (キ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - (ク) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

【取組内容】

- ① 県内（地域）の観光関連事業者と連携した取組であること。
- ② 特定の施設等に限らず、地域一帯に効果が現れるもの。
- ③ 本事業終了後も、持続的に実施することを想定したものであること。

【その他】

- ① 本事業について観光政策課が情報発信する際には、資料の提供やヒアリング、メディアからの取材対応に協力すること。

4. 支出対象経費

(1) 支出対象となる経費

支援対象となる経費は、選定された取組の実施に関わる経費であって、かつ、県からの委託費として措置できるものに限られます。

《対象とならない経費の具体例》

- ① 本事業に直接関係のない経費
- ② 本事業の対象案件として選定される前の経費
- ③ 国やその他行政等により別途、補助金、支援金、委託費等が支給されているもの、又は、支給を予定されているものがある場合には、当該部分については支援の対象外となる（二重の支援は認められない）。
- ④ 施設整備費等、実証委託の範囲に含まれ得ない経費
※建屋の建築経費等は対象外とするが、旅行商品の造成に必要な範囲で、案内看板の設置などは対象とする。

※本事業では、レンタルやリースでは対応できない必要物品（案内看板等）を作成・購入することが想定される。それらの物品は全て県に帰属するが、県と協議の上、事業終了後に当該地域の団体等が無償で譲り受けることができるものとする。

ただし、譲渡を希望しない場合は、受託者において、速やかに撤去・廃棄を行うこと。

(2) 支出対象経費の規模

① 支出対象経費の規模

支出対象経費の上限（契約限度額：消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、1件あたり300万円とし、選定件数や提案内容に応じて金額を決定します。

② 支出対象経費の申請金額

(ア) 提案者は、事業実施者と協議の上、提案の申請時に様式2の費用積算書を作成し、希望額を算出のうえ申請すること

(イ) 提案内容の評価の結果等により、金額を調整することとする

5. 選定

(1) 選定件数

概ね6件の提案を選定することを予定しています。

(2) 選定方法

おおいたツーリズム大学学長、チューター及び第3者の有識者等による委員会を開催し、本要領6(2)の提出書類をもとに、次項「(3) 選定基準」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。

なお、募集期間締め切り後に、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

(3) 選定基準

本事業の目的や要件に沿っていることを前提とした上で、次のような観点から選定します。

【対象地域、対象産業】

コロナウイルス感染拡大によって打撃を受けており、支援の必要性、緊急性が高い地域・産業における取組であること。

【実施体制】

① ストーリー性

- ・取組を行う地域におけるこれまでの取組が具体的に示されていること
- ・取組を行う地域における今後の展望が具体的に示されていること
- ・これまでの取組と本事業における取組、今後の展望に一貫性があること 等

② 新規性

- ・県内観光事業者と連携して地域資源を生かす新たな工夫がこらされていること
- ・コロナ後の「新しい観光」「新しい旅のかたち」につながる工夫がこらされていること 等

③ 具体性及び計画性

- ・取組を行う地域の現状及び課題を特定していること
- ・課題に対して有効な解決策となっていること
- ・取組の内容及び実施スケジュールが具体的に提示されていること
- ・本事業に必要な費用が具体的に示されていること 等

④ 効果及び継続性

- ・モデルケースとして発信力の高い取組であること
- ・地域一帯に広く効果をもたらすことができること
- ・本事業終了後も、継続した取組が期待できること 等

⑤ 実施体制

- ・修了生の提案に基づき、関係者の合意のもと、一体的に取組がなされていること

(4) 選定結果の決定及び通知

採択する案件が決定した後、速やかに県のホームページ等で選定結果を公表するとともに、提案者に対して通知します。

(5) 補足事項

選定の状況等により、追加公募・追加選定を行う場合があります。

6. 提出

(1) 募集期間

令和2年6月3日（水）～ 令和2年6月26日（金）17：00 必着

(2) 提出書類

様式については、県ホームページから様式ファイルをダウンロードしてください。

- ① 様式1 提案書（MS-Word 形式）
- ② 様式2 費用積算書（MS-Excel 形式）
- ③ 様式3 業務実施スケジュール（MS-Excel 形式）
- ④ その他参考資料(様式自由)

(3) 提出先

以下の提出先に、メールで送付してください。

大分県 商工観光労働部 観光政策課 久保田

E-mail : a14180@pref.oita.lg.jp

電話番号 : 097-506-2112

※提出の際、メールの件名の冒頭を「【観光応援事業】」としてください。

※メールによる申請書類提出後には、提出した旨を電話にて連絡してください。

(4) その他

① 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。

オ 本要領6（2）に示す提出書類がないもの。

カ 支出対象経費の上限を超える金額で費用積算書を提出したもの。

キ 不正行為が行われたと認められるもの。

② 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできない。

③ その他

- ア 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- イ この企画提案競技の参加において知り得た秘密は他には漏らしてはならない。
- ウ 企画提案は、おおいたツーリズム大学修了生1名につき1案とする。
- エ 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- オ 参加表明に係る全ての費用（企画提案書等の作成などにかかる費用）は、企画提案書提出者側の負担とする。
- カ 審査内容に関する問い合わせには、一切応じない。また、選定結果に対する異議申立ては受け付けない。
- キ 提出された参加表明に係る全ての書類については返却しない。また、企画提案書等による提案内容は県に帰属する。
- ク 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- ケ 参加者から提供された従業員等の個人情報、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途には用いないこととする。
- コ 上記ケに示す個人情報の取扱いは、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）の規定に従うこととする。
- サ 提出された企画提案書等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は県に帰属し、無償で県に譲渡するものとする。

7. 問い合わせ

本募集要領に関する問い合わせや、申請書類、提案内容に関する相談等は下記までお願いします。

<問い合わせ先>

大分県 商工観光労働部 観光政策課 観光政策班 長谷部・久保田
電話番号：097-506-2112